

第 6 編 財務(大月都留広域事務組合し尿処理手数料徴収条例)

○大月都留広域事務組合し尿処理手数料徴収条例

		(昭和 42 年 9 月 20 日条例第 2 号)
改正	昭和 43 年 4 月 1 日条例第 2 号	昭和 58 年 4 月 1 日条例第 3 号
	昭和 63 年 7 月 11 日条例第 4 号	平成元年 4 月 1 日条例第 2 号
	平成 9 年 3 月 5 日条例第 3 号	平成 12 年 3 月 3 日条例第 2 号
	平成 22 年 11 月 29 日条例第 5 号	平成 25 年 7 月 30 日条例第 3 号
	令和 6 年 2 月 13 日条例第 2 号	

(趣旨)

第 1 条 この条例は、大月都留し尿処理場を使用するし尿処理に必要な手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の許可)

第 2 条 し尿処理施設を使用することができる者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。)第 7 条第 1 項の規定により大月市長又は都留市長からし尿処理業又はし尿浄化槽清掃業の許可を受けた者(以下「清掃業者」という。)とする。

2 清掃業者以外の業者については、組合長が必要と認めたものとする。

(手数料の額)

第 3 条 し尿処理に要する手数料は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 228 条第 1 項の規定により、次に掲げる額とする。

(1) 前条第 1 項に定める者 10 キログラム当たり 20 円

(2) 前条第 2 項に定める者 組合長が定める額

(手数料の徴収)

第 4 条 組合長は、前条の規定による手数料を、納入通知書又は地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 155 条の規定による口座振替の方法により、毎月初日から当該月の末日までの手数料を翌月末日までに徴収するものとする。

(使用上の注意)

第 5 条 施設の利用者は、次の事項を守らなければならない。

(1) 投入口以外の場所にし尿を投棄してはならない。

(2) 使用の許可を得ない施設を使用してはならない。

(3) 施設をき損してはならない。

(4) 前各号のほか、組合長が指示した事項

(き損に対する弁償)

第 6 条 利用者が故意又は過失によって施設をき損したときは、これを修理して使用に差し支えないよう原状に復さなければならない。

2 修理をしない者に対しては大月都留広域事務組合においてその修理に要した実費を徴収する。

3 組合長が真にやむを得ない状況と認めたときは、前 2 項の限りでない。

(委任)

第 7 条 この条例について必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 42 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 43 年 4 月 1 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和 43 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 58 年 4 月 1 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 63 年 7 月 11 日条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行し、大月都留衛生組合規約の一部を改正する規約(昭和 63 年規約第 1 号)の施行の日から適用する。

附 則(平成元年 4 月 1 日条例第 2 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成元年 5 月 1 日から適用する。

附 則(平成 9 年 3 月 5 日条例第 3 号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 12 年 3 月 3 日条例第 2 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 11 月 29 日条例第 5 号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(大月都留広域事務組合証紙条例の廃止)

2 大月都留広域事務組合証紙条例(昭和 42 年条例第 3 号)は、廃止する。

附 則(平成 25 年 7 月 30 日条例第 3 号)

この条例は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 2 月 13 日条例第 2 号)

この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。